



# セーフティ

## 新積立傷害保険 + 個人賠償責任担保特約 [オプション]

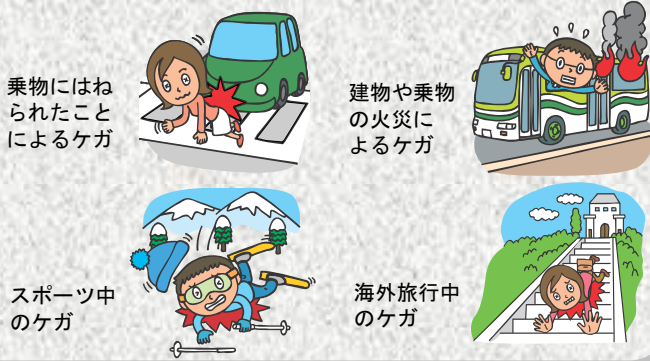
突然の事故によるケガをカバーする積立保険で、あなたの人生をしっかりサポートします。

日常生活のケガから旅行中のケガまで、国内外を問わず補償します。  
さらに、特約をセットすることによって、日常生活において他人に損害を与えた際の法律上の賠償責任も補償します。

### ケガの補償 (国内外補償)

### 日常生活や旅行中のケガをカバー。

日常生活のケガから、旅行中のケガまで補償します。



### 賠償責任 (国内外補償)

### 賠償事故も補償します。

(個人賠償責任担保特約をセットした場合)

日常生活の中で、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払します。



※本特約の被保険者(保険の対象となる方)の範囲は下記「被保険者(保険の対象となる方)の範囲のご説明」をご確認ください。

## 満期返れい金の楽しみがあります。

満期時には、満期返れい金をお支払いします。

※お支払いいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えた場合、弊社所定の方法により計算した額の契約者配当金を、満期時に満期返れい金に加算してお支払いします。契約者配当金は運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合は0となります。なお、契約者配当金はご契約の払込方法や保険期間(保険のご契約期間)によって異なります。  
※満期返れい金をお支払いできない場合があります。\*



■ 保険金を何度お支払いしても、翌保険年度には保険金額(ご契約金額)は元に戻り、保険金額(ご契約金額)が減ることはありません。

※ご契約が終了する場合を除きます。\*

\* 同一保険年度内に生じた事故によって、被保険者(保険の対象となる方)に以下のいずれかの保険金を支払った場合は、ご契約は終了し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできません。

- ① 死亡保険金
- ② 支払額の合計が、その被保険者(保険の対象となる方)の保険金額(ご契約金額)に相当する額となる後遺障害保険金

### 被保険者(保険の対象となる方)の範囲のご説明

- 傷害  
保険証券の被保険者本人の欄に記載の方(以下「本人」といいます。)に限られます。
  - 賠償責任(特約)
    - ① 本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人または配偶者の同居の親族
    - ④ 本人または配偶者の別居の未婚のお子さま ⑤ (本人が未成年者の場合) 親権者およびその他の法定の監督義務者
- ※上記の続柄は損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。 ※親族とは本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

しんきんメンバーズ保険“セーフティ”Tとは信用金庫の会員もしくは法人会員の代表者向けの新積立傷害保険(ファイ)です。新積立傷害保険の正式名称は積立型基本特約付帯傷害保険です。

●このチラシはしんきんメンバーズ保険“セーフティ”T（積立型基本特約付帯傷害保険）の概要を記載したものです。その他この保険の詳細内容は、「商品パンフレット兼重要事項説明書」をご確認ください。詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。

●法人をご契約者として積立保険にご加入される場合のご注意

法人をご契約者として積立保険にご加入される場合は、自己資金でご契約いただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、借入れを行い、これと保険料とがひも付き見合い関係にあるとされた場合には、借入れに伴う支払利息と運用資産から生じる利益の計上時期について税務上対応を要することがありますので、借入金によるご契約はお引受けしておりません。

●ご契約にあたっては、必ず「商品パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり（約款）」をご用意していますので、必要に応じて、代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このチラシの内容を被保険者（保険の対象となる方）にご説明いただきますようお願い申し上げます。

● この保険は、預金保険制度の対象ではありません。

● この保険は、預金と異なり元本の保証はありません。

● この保険契約のお申し込みの有無が、信用金庫とその他の取引に影響を与えることはありません。

■保険金額（ご契約金額）に関するご注意  
死亡・後遺障害保険金額の上限額について

●以下 a. b. のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約等\*と合算して、被保険者（保険の対象となる方）1名あたり1,000万円までとなりますので、ご注意ください。

a. 被保険者（保険の対象となる方）が保険期間開始時点で満15歳未満のとき

b. 被保険者（保険の対象となる方）の同意がないとき

\*「他の保険契約等」とは、交通事故傷害保険、普通傷害保険、ファミリー交通傷害保険、家族傷害保険、所得補償保険、積立型の傷害保険等の保険契約または共済契約をいいます。（同時に申込み契約を含みます。）

●被保険者（保険の対象となる方）の年齢が70歳を超える場合や、保険のご加入状況等によっては、ご契約をお断りすることがあります。ご契約を申し込まれる際には、お手数ですが、代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先・代理店

埼玉縣信用金庫

愛和商事株式会社

048-832-4997

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動火災保険株式会社熊谷支社

048-521-4519

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝、年末年始を除く）

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>